

仕 様 書

1 件名

令和5年度「東京と各地域の連携による外国人旅行者誘致事業」に係るオンライン広告、OTA との連携及び海外メディアへの記事広告出稿業務委託

2 委託期間

令和5年4月19日から令和6年3月31日まで

3 事業目的

東京都（以下「都」という。）では、別紙1「東京と各地域の連携による外国人旅行者誘致事業」（以下「各連携事業」という。）のとおり、日本のゲートウェイである東京が、地方自治体・民間企業等と連携し、東京を訪れた外国人個人旅行者がその他の日本各地を訪れるよう、都と地方自治体双方の強みを生かした東京を起点とする観光ルートを設定し、新たな魅力を海外に広く発信することで、東京とその他日本各地双方への外国人旅行者の誘致を促進している。

新型コロナウイルス感染症により、訪都外国人旅行者は激減し、観光事業者は大きな打撃を受けたが、令和4年10月に日本入国に係る水際対策が大幅に緩和されたことを受け、訪都外国人数も回復傾向にあり、今後インバウンド需要の更なる回復が見込まれる。

そこで、新型コロナウイルス感染症収束後の将来の訪日につなげ、東京と各地域への訪問を促すため、各連携事業の Web サイト（注1）及び全国各地の情報をまとめたプラットフォームサイト（以下「地方連携サイト」という。）（注2）にて設定した観光ルート、主要観光地への誘客につなげるとともに、アンテナショップ等の認知向上等を目的として、オンライン広告、OTA（Online Travel Agency）と連携した広告事業、海外メディアへの記事広告出稿を実施する。

（注1）別紙1に記載の東北サイト、中国・四国サイト、九州サイト、北陸サイト

（注2）Tourism of ALL JAPAN × TOKYO

URL: <https://www.tourism-alljapanandtokyo.org/>

4 委託内容

（1）全般について

- ア 東京都及び各連携地域に対する外国人個人旅行者の認知度及び来訪割合等、インバウンドの現況を十分に踏まえたうえで事業を遂行すること。
- イ 広告クリエイティブの内容確認及び広告配信時期等の一連の工程を示した「事業計画書」を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の承認を得ること。
- ウ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、月1回の定例ミーティング等で進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- エ 事業完了後、速やかに報告書（5 完了報告と契約代金の支払いについて（2）イ参照）を作成し、TCVB に提出すること。
- オ 事業の実施にあたっては、東京及び連携先地域双方の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見を踏まえ、運営すること。連携先に関する情報発信に偏ることなく、東京都の観光産業振興にもしっかりと資するよう、留意すること。
- カ 各連携事業の Web サイト運営事業者と必要な調整・連携を行うこと。
- キ 写真利用にあたり、著作権元に承認を得ると共に、権利料や使用料等諸費用が発生する

場合は、委託料に含めること。

- ク 各広告媒体掲出先のポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。
- ケ 各言語でキャッチコピー等を作成する際は、原則としてネイティブコピーライターを起用すること。難しい場合でも、複数によるネイティブチェックを行い、ネガティブな表現に受け止められないよう細心の注意を払うこと。
- コ アフターコロナを意識した、持続可能な観光の在り方を念頭に置いて実施すること。

(2) 検索サイト等へのオンライン広告掲出業務（各連携事業の Web サイト）

ア 業務内容

(ア) 誘導効率の良い媒体を選定した上で、インターネット上にオンライン広告（以下①～③）を掲出し、各連携事業の Web サイト内の各連携先自治体とのルートページへ誘導を図ること。

- ① バナー広告（東京×各自治体のバナー）
- ② 動画広告（約 15 秒～30 秒の東京×各自治体の動画を使用した広告）
- ③ その他効果的なものがあれば提案すること

(イ) 原則として、TCVB から提供する令和 4 年度に配信したバナーデザイン、広告用動画（東京×連携先自治体分各 27 種）を利用し、媒体に応じたりサイズ等の調整を行うこと。ただし、追加でバナーデザイン等を作成することは妨げない。

(ウ) 事業目的に照らし最も効果的な掲出となるよう、以下①から②の KPI を設定し、実施すること。なお、他に KPI として設定すべきものがあれば、追加で実施することは妨げない。

- ① ルートページ(注 1)へのアクセス数（クリック数）
- ② 広告表示回数（注 2）

(注1) 各連携事業の Web サイト内の「Recommended scenic routes」
(年度前半を目途に、言語は英語のみとする予定)

(注 2) より重要な指標は①とする。

イ ターゲットと言語

別紙 2「各自治体の対象市場一覧」を参照の上、各対象市場において訪日・訪都旅行に関心をもつ層の属性等、ターゲットを明確にし、その層にダイレクトに訴求するための手法を検討の上、実施すること。言語は各対象市場に最適なものを選択のこと。言語の表記ルール等については本契約締結後、TCVB の指示に従うこと。

ウ オンライン広告掲出期間

事業目的に照らし効果的と思われる広告掲出の時期や掲出頻度を設定の上、受託後速やかに開始すること。各地域ごとまたは対象市場ごと等に掲出の時期や頻度は異なっても構わない。なお、過去 3 か年（令和 2 年度は実績なし）のバナー広告における「広告表示回数」、「アクセス数（クリック数）」は別紙 3「過去 3 か年の実績」のとおりであるが、年度により予算額、利用媒体や KPI 等は異なるため参考指標とし、より効果的な露出、訴求ができるよう工夫すること。

(3) 検索サイト等へのオンライン広告掲出業務（地方連携サイト）

ア 誘導効率の良く、誘導先コンテンツとの親和性が高い媒体を選定した上でオンライン広告を掲出し、地方連携サイトへ誘導を図ること。

イ 原則として、TCVB から提供する令和 4 年度に配信した、

(ア) Festivals of Japan : <https://www.tourism-alljapanandtokyo.org/category/festival-en?lang=en>

(イ) Local specialty shop : <https://www.tourism->

alljapanandtokyo.org/category/shop-en?lang=en

(ウ) Videos : <https://www.tourism-alljapanandtokyo.org/videos/en/>

のページとリンクするバナーデザインを利用し、リサイズ等の調整を行うこと。ただし、追加でバナーデザイン等を作成することは妨げない。

- ウ ターゲット・配信国については、日本及び欧米豪を中心とすること。
- エ 広告誘導先は、地方連携サイト内の日本語ページと英語ページとすること。それぞれのページに誘導するかは、最も効果的なものを設定すること。
- オ 事業目的に照らし効果的と思われる広告掲出の時期や掲出頻度を設定すること。また以下①から②の KPI を設定し、実施すること。なお、他に KPI として設定すべきものがあれば、追加で実施することは妨げない。

① 上記エのページへのアクセス数（クリック数）

② 広告表示回数（注 1）

（注 1）より重要な指標は①とする。

なお、過去 3 か年のバナー広告における「広告表示回数」、「アクセス数（クリック数）」は別紙 3「過去 3 か年の実績」のとおりであるが、年度により予算額、利用媒体や KPI 等は異なるため参考指標とし、より効果的な露出、訴求ができるよう工夫すること。

（４）共同招聘オンライン広告

ア 令和 5 年度に行う共同招聘（東京及び別紙 1 の連携先のうち 13 自治体の参加で、全 5 コースを想定）後に、各連携事業の Web サイトに掲載する旅行記ページ（東北サイト 1 コース、中国・四国サイト 1 コース、九州サイト 2 コース、北陸サイト 1 コース予定）への誘導を図るオンライン広告の実施を行うこと。誘導効率の良く、誘導先コンテンツとの親和性が高い媒体を選定した上でオンライン広告を掲出し、当該ページへの誘導を図ること。

イ ターゲット・配信国については以下の招聘を実施する国を中心とすること。

（ア）東北地域：アメリカ

（イ）中国四国地域：フランス

（ウ）九州地域：フランスとイギリス

（エ）北陸地域：フランス

ウ 広告誘導先は、TCVB より指定する旅行記ページとすること。実施のタイミングは、TCVB より指示する旅行記ページが公開されたあとの時期に行うこと。（令和 6 年 1 月以降の見込み）

参考）令和 4 年度更新旅行記ページの一例

https://www.hokurikuandtokyo.org/route_10/

（５）令和 4 年度に作成した映像の動画サイト等への広告配信業務

ア 令和 4 年度に当事業において、東北地域、北陸地域、中国地域、四国地域、九州地域について各地域 4 テーマずつ、合計 20 本の 30 秒版の PR 映像を制作した。この映像を、YouTube や SNS 等、発信力、影響力、拡散力のある動画サイトにて広告配信すること。

イ 上記アについて、視聴目標回数等を想定の上、動画広告を実施すること。なお、過去 3 か年（令和 2 年～4 年度は実績なし）の映像配信広告における「動画視聴回数」は別紙 3「過去 3 か年の実績」のとおりであるが、年度により予算額、利用媒体や KPI 等は異なるため参考指標とし、より効果的な露出、訴求ができるよう工夫すること。なお、動画広告手法は日本への興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫を行うこと。

- ウ 広告誘導先は、以下各地域サイトの動画ページとすること。
東北地域：<https://www.tohokuandtokyo.org/adventure-wellness/>
北陸地域：<https://www.hokurikuandtokyo.org/adventure-wellness/>
中国・四国地域：<https://www.chushikokuandtokyo.org/adventure-wellness/>
九州地域：<https://www.kyushuandtokyo.org/adventure-wellness/>
- エ 広告配信ターゲットについては、東京と連携地域双方への外国人による個人旅行者誘致が期待できる国、地域、属性（嗜好）等を調査し提案の上、TCVB と協議の上決定・実施すること。
- オ 広告配信時期 令和 6 年 3 月 31 日までの期間中、各映像を最適な時期に順次配信すること。また、事前に広告配信スケジュールを策定し、TCVB の確認を行うこととする。

（6）OTA（Online Travel Agency）との連携業務

- ア 業務内容
ホテルや航空券等、旅行に関するオンライン予約を扱う OTA と連携した広告出稿等の事業を実施すること。
事業目的に照らし、最も効果的な事業となるよう OTA を選定し（複数可）東京と各地域の魅力の発信、認知度拡大、具体的な訪問を促すよう、東京と各地域の観光の魅力を発信すること。各連携サイト閲覧者による実際の予約数、フライト検索数（全日本空輸、日本航空含む）、フライト以外の移動手段検索数（鉄道事業者含む）、旅行予約など、各連携先及び東京の観光地検索数等を報告すること。
- イ ターゲット
アメリカ、イギリス、オーストラリア、フランスの個人旅行者を対象とした市場とすること。各対象市場において訪日・訪都旅行に関心をもつ層の属性等、ターゲットを明確にし、その層にダイレクトに訴求するための手法を実施すること。
- ウ 言語
訴求対象国をふまえ、最適な言語を設定すること。言語の表記ルール等については本契約締結後、TCVB の指示に従うこと。
- エ 期間
本業務において、東京及び各連携先への訪問有無等を確認し、効果測定値を図れるよう、実施時期及び効果測定の時期は適切な期間を設定すること。
- オ その他
(ア) 対象は、東北、中国・四国、北陸連携事業とし、九州連携事業は含めないこと。
(イ) OTA との連携にあたり、既存の Web サイトの修正等が必要になる場合は、その経費等もあらかじめ委託事業費に含めること。
(ウ) 「4 委託内容」(2) と総合的に実施した方がより効果的である場合は、有機的に連携させること。
(エ) ターゲット国は上記 5 (6) イとするが、広告配信については、東京と北陸地域の OTA との連携のみ、香港への配信も行うこと。尚、誘導先はアメリカ、イギリス、オーストラリアのいずれかの OTA との連携ページとすること。

（7）海外メディアへの記事広告出稿業務

以下の仕様を満たした記事広告等の制作を行うこと。

- ア 海外の有力なメディア（旅行関連等の雑誌、ウェブサイト、テレビ等）に記事広告等を掲出すること。掲出時に、当該記事から別紙 1 に指定する各地域サイトへの誘導設定を行うこと。

- イ 東京と、東北地域、中国・四国地域、北陸地域、九州地域の各地域との周遊の記事をそれぞれ1本以上（合計4本以上）制作すること。媒体は4地域分ともすべて、同一のメディア媒体への掲出とすること。掲出時期は、媒体特性や各地域の特徴をふまえてそれぞれ異なることも差し支えないが、効果的な時期に掲出すること。また、出稿ボリュームは各地域それぞれ同等程度とすること。
また、各地域記事にて、それぞれの自治体及び交通事業者を個別にとりあげることとし、それぞれの露出についてもバランスを図ること。
- ウ ターゲットは、欧米豪の訪日関心層を対象とすること。複数の媒体を提案することも妨げない。その場合は、アメリカ、オーストラリア、イギリスのいずれかを対象に含むメディアを1つ以上は含むこと。
- エ 掲出するメディアについては複数年掲載できるメディアが望ましい。
- オ 掲載内容や時期等の詳細についてはTCVBと協議の上、実施すること。
- カ 使用言語は英語を想定しているが、詳細についてはTCVBと協議の上、実施すること。
- キ 全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。

(8) 効果測定、改善策の実施及び報告

以下のとおり実施すること。

ア オンライン広告

(ア) 4(2)(3)(4)(5)の業務について、媒体特性等をふまえより効果的な露出となるよう適切なKPIを設定し、設定したKPIの数値を毎月報告すること。また、オンライン広告及びOTAとの連携業務を含めたサイトページビュー数（各ページ）、訪問数、離脱率等を分析し、毎月報告すること。なお、その結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策をTCVBと協議し実施すること。報告は、連携先にも四半期に1回程度共有すること。実施内容や報告時期については、事前にTCVBと協議すること。

(イ) 広告の実施状況を確認するため、Web広告媒体の管理画面を確認可能な媒体においては、カスタマーID及びパスワードをTCVBに開示すること。

イ OTAとの連携業務

(ア) 4(6)の業務について、予約数、フライト検索数（日本航空、全日本空輸含む）、各連携先及び東京の観光地検索数等の数値を毎月報告すること。なお、その結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策をTCVBと協議し実施すること。報告は、連携先にも四半期に1回程度共有すること。実施内容や報告時期については、事前にTCVBと協議すること。

(イ) 広告の実施状況を確認するため、Web広告媒体の管理画面を確認可能な媒体においては、カスタマーID及びパスワードを開示すること。

(ウ) その他、オンライン広告及びOTAとの連携業務の事業効果がわかる態度変容の測定手法を設定し、報告することは妨げない。

ウ 海外メディアへの記事広告出稿業務

PV数等適切なKPIを設定の上、設定したKPIの達成状況を毎月報告すること。実施内容や報告時期については、事前にTCVBと協議すること。

(9) 会議開催関連業務

各地方自治体等との会議（年4回、東北・中国四国・九州・北陸の各地域別に計16回開

催予定)に際し、本受託事業に関する事業内容や経過報告等の資料作成を行うこと。また、上記のうち TCVB の指示に基づき、必要に応じて会議に同席し(年 2 回、各地域別。各 1～1.5 時間程度想定)、参加者からの質問等に回答すること。

※開催日及び資料詳細については、別途 TCVB より連絡する。

※状況に応じて、複数地域合同開催や、オンライン開催となる場合がある。TCVB の決定に従うこと。

5 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 全般について

契約代金の支払いは業務内容の完了と提出物等の提出後一括で行うこととし、TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

業務内容

内容	提出物等	請求範囲
オンライン広告掲出 映像の動画サイト等への 広告配信 OTA との連携 海外メディアへの記事広 告出稿 効果測定、分析及び対策 電子情報処理委託関係	・委託完了届(別紙 4) ・実施報告書 ・本事業効果測定書(月例) ・本事業効果測定書(年度版) ・電子情報処理委託関係の各種様式	4 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) に係る業務範囲

なお、仕様書 4 (2)、(5) 及び (6) の業務に係る事業費の一部は、東北、中国・四国、九州、北陸地域各自治体等から直接受託者へ支払う場合がある。その際、精算のため自治体担当者と直接調整し、必要な場合指定の書類等(見積書・委託完了届等)を作成の上、処理を速やかに行うこと。

(2) 提出物の形式等

ア 委託完了届

別紙 4「委託完了届」参照のこと。

イ 実施報告書

A4 版縦、横書きカラー

掲出された広告全てをクリッピングし、報告書に含めること(別紙として提出することも可能とする)。

※目次、体裁、提出時期等は TCVB と協議の上決定する。

ウ 本事業効果測定書

効果測定内容、体裁等は TCVB と協議の上決定する。

エ 電子情報処理業務に係る各種様式

「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(以下「標準特記仕様書」という。)参照のこと。

https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

6 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

7 秘密の保持

受託者は、上記 6 により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らして

はならない。この契約終了後も同様とする。

上記6により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

8 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

9 個人情報の保護等

(1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、標準特記仕様書に定められた事項を遵守すること。

(2) 本件における「個人情報」とは、本事業を遂行するために TCVB が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。

- ・本事業の特設ページ等を通じて得たもので、ログインされたユーザーの氏名・連絡先・メールアドレスなど。
- ・本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど。
- ・他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）が同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(3) 本事業の遂行にあたり上記6により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、標準特記仕様書にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

10 その他

(1) 仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。

(2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、当該条件を変更する。

(3) 本事業の委託者は TCVB であるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合契約書第17条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。

(5) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 浜地 電 話：03-5579-2683 e-mail：renkei@tcvb.or.jp
